事務連絡

令和元年８月30日

各都道府県

衛生行政所管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人に係るマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

　日本は、マネーロンダリング・テロ資金供与対策の国際基準作りを行うための多国間枠組みである金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）に加盟しており、こうした国際的枠組みでの議論も踏まえ、政府としても各種の取組を行っているところです。

ＦＡＴＦにおいては、マネー・ロンダリング対策等のために各国がとるべき措置について取りまとめた勧告を累次にわたり提言してきており、あわせて、勧告の遵守状況を加盟国相互間において審査してきました。直近においては、2012年に世界190以上の国・地域に適用される第4次勧告が採択され、日本は2019年にその遵守状況に係る審査を受けることとなっています。

　第4次勧告においては、医療法人を始めとした非営利団体について、合法的な団体を装うテロリスト団体による悪用等を避けるため、所要の点検を呼び掛ける旨の内容も含まれています。また、ＦＡＴＦの審査メソドロジー8.2(d)において、各国は可能な限り、非営利法人が規制された金融チャネルを通じて取引を実施するよう非営利団体に奨励しなければならないとされています。

政府においては、こうした状況を踏まえ、非営利団体に関しては参考１のような脆弱性及び具体的な脅威があり得るものと認識しています。

つきましては、貴管内の医療法人において、特に附帯業務で国際展開業務を行う場合等の取引の決済等について、可能な限り、各国の当局により規制された正規の金融機関を通じて実施することを奨励していただくようお願い申し上げます。

（参考１）

【脆弱性】

・テロ行為にさらされている地域やその周辺で活動を行っている。

・海外送金、国外の者への資金提供を行っている。

・資金提供先での資金使途が不明である。

・相当量の資金へのアクセスを有する。現金を集中的に扱う。

　※全ての医療法人が必ずしもこうした脆弱性を有しているわけではありま

　　せん。

【脅威】

・テロ関係者が非営利団体を設立し、資金調達、資金移動、リクルート活動又はテロ支援活動を行う。

・テロ関係者がＮＰＯに関与し、寄附金を横領又は資金移動を行う。

・ＮＰＯのパートナーである国外ＮＰＯにテロ関係者が関与している。

（参考２）

政府における対応や具体的な取引種類ごとの危険性に関する情報は以下から御確認いただくことが可能です。

【警察庁ＨＰ　JAFIC（犯罪収益移転防止対策室）と国際機関等の連携】

　<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/kokusai/kokutop.htm>

【警察庁ＨＰ　犯罪収益移転危険度調査書（平成30年版）】

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm#p3>